

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H30.3.27、H30.2.20 H30.2.14、H29.10.04
作成	H29.7.18、H25.12.26

検討課題	27	新たな議決項目の必要性について		
区分	Ⅲ - B			
関連条例内容	<p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。</p> <p>(1) 亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第2条第3号に規定する基本計画</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針</p>			
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決事件の追加を検討</li> </ul>			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第96条第1項に列举され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。</li> <li>・ 第13条では、地方自治法96条の2項の規程による議決事件を規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想や、基本計画以外に、議会の議決事件を追加することへの検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、今後、他の計画も含め議決事件への追加について検討することを確認。（平成29年5月9日第47回検討部会）</li> <li>・ 都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、協議を行う。（平成29年7月18日第48回検討部会）</li> <li>・ 全議員に議決事件にすべき計画に関する意向調査の結果を確認し、今後、引き続き検討していくこととする。（平成29年10月4日第49回検討部会）</li> <li>・ 都市マスタープランを議決事件とすることを確認した。（平成30年1月17日第50回検討部会）</li> <li>・ 都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを確認した。（平成30年2月14日第51回検討部会）</li> </ul>	

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"><li>• 都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを決定した。（平成30年2月20日議会改革推進会議）</li><li>• 亀山市議会基本条例の一部改正について可決し、都市マスタープランを議決事件に追加した。（平成30年3月27日3月定例会）</li></ul>